

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年 2月 24日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男

1 調達内容

(1) 業務の名称

天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託その1（2工区）

(2) 数量

脱水汚泥 約1,800トン

(3) 業務の仕様

入札説明書による。

(4) 業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 業務の場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 天神浄化センター

(6) 入札方法

ア 入札は、紙入札による方法で実施する。

イ 入札金額は、消費税及び地方消費税（以下、「消費税額」という。）を含めた金額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、契約時の契約単価は消費税額は含まない金額とし、請求時に消費税額を加算するものとする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が役務の廃棄物処理の「産業廃棄物（収集・運搬）」若しくは「産業廃棄物（処分）」に登録されている者であること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処分業の許可、若しくは産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の積込みから積卸しを行う区域を管轄する都道府県知事の許可）を有している者であること。また、許可証の許可範囲に「汚泥」が含まれていること。

(4) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) この調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常勤していることが確認できる場合に限る。

(7) 本件入札には、単独入札参加者又は共同入札参加者として参加することができ、入札者の構成等については、入札説明書の6のとおりとする。

3 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0722 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜 1517 番地

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 総務班

電話 0858-35-4423

電子メール tottorigesui@t-tenjin.org

(2) 入札説明書等の交付

ア (1) の場所で、令和 8 年 2 月 24 日（火）から同年 3 月 11 日（水）までの間に公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社ホームページ (<http://www.t-tenjin.org>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

イ 交付期間及び交付時間

令和 8 年 2 月 24 日（火）から同年 3 月 11 日（水）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までとする。

ウ 交付場所

(1) に同じ

4 郵便等による入札

不可とする。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時

令和 8 年 3 月 11 日（水）午後 1 時 45 分

(2) 場 所

(1) に同じ （天神浄化センター管理棟 2 階小会議室）

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和 8 年 3 月 11 日（水）午後 4 時までに郵送又は持参により 3 の (1) の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、入札書に記載した 1 トン当たりの金額に、搬出予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。

ただし、共同入札参加者の場合には、各構成員は入札内訳書に記載した単価に基づき契約保証金額を算出し、納付するものとする。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務の内容を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無
無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 本件については、入札及び開札日において開札は行うが、令和8年3月下旬開催の理事会において、本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が成立した時に落札決定をおこなう。また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 業務内容等

(1) 業務の名称

天神川流域下水道天神浄化センター脱水污泥処理業務委託その1（2工区）

(2) 業務の仕様

天神川流域下水道天神浄化センター脱水污泥処理業務委託その1（2工区）（処分）仕様書（以下「処分仕様書」という。）及び天神川流域下水道天神浄化センター脱水污泥処理業務委託その1（2工区）（収集運搬）仕様書（以下「収集運搬仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 汚泥を搬出する場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 天神浄化センター

3 対象とする汚泥

脱水污泥（未消化污泥。濃縮及び脱水の過程で高分子凝集剤を使用。污泥成分試験結果は別紙2を参照）

4 汚泥の搬出量

約1,800トン

5 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が役務の廃棄物処理の「産業廃棄物（収集・運搬）」若しくは「産業廃棄物（処分）」に登録されている者であること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処分業の許可、若しくは産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の積み込みから積み卸しを行う区域を管轄する都道府県知事の許可）を有している者であること。また、許可証の許可範囲に「汚泥」が含まれていること。

なお、処分業者と収集運搬業者が共同で入札に参加できることとし、その場合は、別に定める「脱水污泥の処理に関する業務提携要領」によるものとする。

(4) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) この調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常勤していることが確認できる場合に限る。

6 入札者の構成等

入札者は、次のいずれかの条件を満たすこと。

- (1) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分量の許可及び産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた単独の業者
- (2) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分量の許可を受けた業者（以下「処分業者」とい。）と産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者（以下「収集運搬業者」という。）により構成される共同入札参加者とし、次の要件を満たすこと。
 - ア 収集運搬業者は、鳥取県内に本店を有する者であること。
 - イ 処分業者を代表者とし、代表者が落札者決定までの手続を行い、全ての責任を負うこと。
 - ウ 指定の様式により、入札者の構成員を明らかにすること。
 - エ 入札参加確認を受けた後に、入札者の構成員を変更することは認めない。
 - オ 入札者の構成員は、他の入札者の構成員になることはできない。

7 契約する者

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 田村 満男

8 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0722 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜 1517 番地

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 総務班

電話 0858-35-4423

電子メール tottorigesui@t-tenjin.org

(2) 入札説明書等の交付

ア (1) の場所で、令和8年2月24日（火）から同年3月11日（水）までの間に公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社ホームページ (<http://www.t-tenjin.org>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

イ 交付期間及び交付時間

令和8年2月24日（火）から同年3月11日（水）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。

ウ 交付場所

(1) に同じ

9 郵便等による入札

不可とする。

10 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時

令和8年3月19日（木）午後1時45分

(2) 場 所

(1) に同じ （天神浄化センター管理棟 2階小会議室）

11 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第3号）を作成し、電子メールにより8の(1)の場所に令和8年3月4日（水）午後4時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問については、令和8年3月6日(金)にインターネットのホームページ(<http://www.t-tenjin.org/>)によりまとめて閲覧に供する。

1.2 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、1.3の事前提出資料を作成の上、8の(1)の場所に令和8年3月11日(水)午後4時までに郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出資料は返却しない。

また、提出された事前提出資料は、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社情報公開規程第9条第1項に規定する非開示情報を除き、同規程による公文書の開示の対象とするが、提出した者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

- (5) 提出期限以降における事前提出資料の差替え及び再提出は認めない。

1.3 事前提出資料

事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書(様式1号)
- (2) 本店所在地が鳥取県外である者については、県内事業所に従業員が常勤していることを証するもの
- (3) 共同入札願い(様式2号)
共同入札参加者の場合、「業務名」「構成員」及び収集運搬業者が複数となる場合はその「運搬区間」を記載すること。(脱水汚泥の処理に関する業務提携要領を参照)
- (4) 本件業務を履行することが確認できる次の書類
 - ア 処分業者 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可証の写し
 - イ 収集運搬業者 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(産業廃棄物の積み込みから積卸しを行う区域を管轄する都道府県知事の発行した許可証の写し全て)

1.4 資格審査について

- (1) 1.3により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年3月13日(金)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社理事長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年3月17日(火)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社理事長は、説明を求めた者に対して令和8年3月18日(水)までに回答する。

1.5 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 入札書の記載方法等については、次のとおりとすること。
 - ア 入札書(様式第4号)は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
 - イ 入札書記載金額(以下「入札見積金額」という。)は、消費税及び地方消費税を含めた金額とし、1トン当たりの処分費及び収集運搬費の合算額とする。
 - ウ 入札見積金額を算出するにあたり、1トン当たりの税抜き金額は十円単位とし、十円未満の端数は認めない。

(3) 入札に際し、処分業と収集運搬業（構成員が複数となる場合は、構成員ごと）のそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書（様式第5号）を入札書に添付し提出すること。

なお、入札書の金額と内訳書のコル額が一致しない場合は、当該入札は無効とする。

また、内訳書を提出しない場合又は内訳書の記載内容に不備があつて、必要事項を確認しがたい場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は無効とする。

(4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状（様式第6号）を提出しなければならない。

なお、共同入札参加者として行う者にあつては、それぞれの構成員が作成すること。

(5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(6) 再度入札は2回とする（初度入札と併せて3回とする。）。

(7) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(8) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、入札書に記載した1トン当たりの金額に、搬出予定数量を乗じて得た金額（以下、「年間支払見込額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

ただし、共同入札参加者の場合には、各構成員は入札内訳書に記載した単価に基づき契約保証金額を算出し、納付するものとする。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1.7 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札

(2) 1.3の書類を提出していない者の入札

(3) 委任状のない代理人の入札

(4) 入札に際し、不正の行為があつた者の入札

(5) 記名押印のない入札書による入札

(6) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札

(7) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

(8) 令和8年度を業務期間とする他の天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託を先に落札した者の入札

1.8 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

19 契約書作成の要否 要

20 その他

- (1) 脱水汚泥の汚泥成分試験結果は、別紙2のとおり。
- (2) 契約後、脱水汚泥搬入先自治体へ県外産業廃棄物搬入届を提出する場合があります、搬入開始時期が遅れることがある。当該届出が受理されない場合は契約解除もあり得ることを承諾の上、入札すること。
- (3) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (4) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (5) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (6) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として年間支払見込額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、発注者が、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(7) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。

（ア）再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

(8) 業務内容に関する説明会は、開催しない。

(9) 16の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第7号）を8の(1)の場所に提出すること。

(様式第1号)

入札参加資格確認書

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男 様

業務の名称：天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託その1（2工区）

- 1 当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではありません。
- 2 当社は、令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格を有し、その業種区分が役務の廃棄物処理の「産業廃棄物（収集・運搬）」若しくは「産業廃棄物（処分）」に登録されています。
- 3 当社は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可証を有しており、その写しは添付のとおりです。
- 4 当社は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていません。
また、この調達の開札日までに指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 当社は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）ではありません。
また、この調達の開札日までに各手続開始の申立てを行った場合は、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 6 当社は、鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有しています。

上記のとおり相違ないことを誓約し、入札への参加を申請します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

㊞

(作成責任者)
所属・職・氏名
電話番号
FAX番号
電子メールアドレス

【作成上の注意】

- ・共同入札参加者として応募する場合は、それぞれの構成員について作成すること。
- ・本店所在地が鳥取県外にある者は、6の県内事業所に従業員が常勤していることを証するものを添付すること。（健康保険、厚生年金被保険者証の写し等）

(様式第2号)

令和 年 月 日

共同入札願い

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 田村 満男 様

(構成員)

処分業者

住 所

名 称

代表者

⑥

収集運搬業者

住 所

名 称

代表者

⑥

運搬区間

～

下記の脱水汚泥処理業務に関し、脱水汚泥の処理に関する業務提携要領第2の規定に基づき脱水汚泥の処分及び収集運搬業務を共同して受託したいので、その構成員等を提出します。

なお、落札者の決定に当たり、共同入札願いを提出した産業廃棄物処分業者と産業廃棄物収集運搬業者を代表し、産業廃棄物処分業者が入札によりそれぞれの入札額を合計した額による入札書を提出します。

記

業務名：天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託その1（2工区）

【作成上の注意】

収集運搬業者が複数となる場合はその「運搬区間」を記載し、構成員全てが記名押印すること。

(様式第3号)

令和 年 月 日

質 問 書

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男 様

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の職・氏名)

担当者部署

担当者氏名

電 話

FAX

電子メール

「天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託その1（2工区）」に係る下記事項について質問
します。

記

【質問事項1】

【質問事項2】

【質問事項3】

(様式第4号)

入 札 書 (第 回)

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男 様

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

(代理人をして入札を行う場合)

代理人 住 所
氏 名 ⑩

委託業務名	天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託その1（2工区）
委託業務場所	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 天神浄化センター
入札金額	金 円／トン （内、消費税及び地方消費税の額 円）

【作成上の注意】

1. 代理人をして入札を行う場合は、入札者欄と併せて代理人欄を記載すること。その際、入札者欄の印影は不要とする。
2. 入札金額の内、処分と収集運搬に係る内訳書を添付すること（入札金額は内訳書の入札金額合計額と一致すること。）。
3. 委任状に使用した印鑑を使用すること。

(様式第5号)

内 訳 書

令和 年 月 日

業務名：天神川流域下水道天神浄化センター脱水污泥処理業務委託その1（2工区）

(処分)

入札金額	円／トン
	(内、消費税及び地方消費税の額 円)

見積者住所

名称又は商号

代表者名

(収集運搬)

入札金額	円／トン (内、消費税及び地方消費税の額 円)
------	----------------------------

見積者住所

名称又は商号

代表者名

【作成上の注意】

1. 収集運搬業者が複数となる場合は、欄を追加し、それぞれ入札金額及び見積者を記載すること。
2. 内訳書には、それぞれの見積者欄の印影は不要とする。

(様式第6号)

委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男 様

委 任 者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

⑩

私は、下記の者を代理人と定め、「天神川流域下水道天神浄化センター脱水污泥処理業務委託その1
(2工区)」に係る入札の一切の権限を委任します。

受 任 者 住 所

氏 名

⑩

(注意) 契約保証金の免除を希望する落札者は、この書類（様式第7号）を落札決定後速やかに提出してください。

(様式第7号)

契約保証金免除申請書

令和 年 月 日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男 様

(申 請 者)
住 所
商号又は名称
役職及び氏名

⑨

(この申請に係る担当者及び連絡先)
所属・職・氏名
電 話 番 号
ファクシミリ
電子メールアドレス

令和8年2月24日付けで公告のあった下記案件の契約に係る契約保証金について、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第17条の規定により契約保証金の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

業務の名称 天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託その1（2工区）

- 注1 申請者は、案件の契約を行う者（代表者又は代表者から契約の権限の委任を受けた者）とすること。
- 注2 保険会社との間に履行保証保険契約を締結している場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券（写し不可）を添付すること。
- 注3 国、地方公共団体その他の法人との契約に係る実績については、その実績（過去2年間に履行した実績に限る。）を証するもの（契約書写し等）を添付すること。